



医政発0526第11号
職発0526第6号
社援発0526第15号
老発0526第4号
平成28年5月26日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生（支）局長
都道府県労働局長 } 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」の一部改正について

「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文」に基づき我が国に入国するベトナム人看護師、ベトナム人介護福祉士、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項の留意点等については、「「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」（平成25年3月6日医政発0306第5号、職発0306第5号、社援発0306号第6号、老発0306第5号）により示しているところである。当該通知については、今般、4月8日付け「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」の改正を踏まえ、別添1の新旧対照表のとおり改正し、別添2を適用することとしたので、御了知願いたい。

別添1

「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について（平成25年3月6日医政発0306第5号、職発0306第5号、社援発0306第6号、老発0306第5号厚生労働省医政局長、職業安定局長、職業安定局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（抄）【新旧対照表】

（ _____ 部分は改正部分）

	改正後	改正前
第二	国家資格取得前の受入れ施設での就労等	国家資格取得前の受入れ施設での就労等
一・二	(略)	(略)
三	介護福祉士の資格習得を目的とした就労等	介護福祉士の資格習得を目的とした就労等
1	「介護福祉士養成施設における実習施設」について 指針第二の三(1)中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、次のいずれかと同等の体制であることをいう。 ① (略) ② 同号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）附則第14条に掲げる者を含む。）を研修責任者として置いている同号ロに掲げる介護実習施設等であること	「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」について 指針第二の三(1)中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、次のいずれかと同等の体制であることをいう。 ① (略) ② 同号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第42号）第12条から第14条までに掲げる者を含む。）を研修責任者として置いている同号ロに掲げる介護実習施設等であること
2～5	(略)	(略)
6	「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」について 指針第二の四(3)中の「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第14号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令附則第14条に掲げる者を含む。	「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」について 指針第二の四(3)中の「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第14号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令第14条に掲げる者を含む。
7	(略)	(略)
四	(略)	(略)
第三	国家試験取得後の就労等	国家試験取得後の就労等
一	(略)	(略)
二	ベトナム人看護師の就労	ベトナム人看護師の就労

指針別表第四の五中の「その他医療等を提供する施設」とは、研究機関、看護師等養成所等の施設をいうものであること。

三 ベトナム人介護福祉士の就労

(削る)

指針第三の二の(1)中の「利用者の居室」に関し、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに有料老人ホームにおけるサービス提供については、「利用者の居室」におけるサービス提供には該当せず、施設におけるサービス提供として取り扱うこととする。

(削る)

指針別表第三の五中の「その他医療等を提供する施設」とは、研究機関、看護師等養成所等の施設をいうものであること。

三 ベトナム人介護福祉士の就労

1 「利用者の居室」について

指針第三の二の(1)中の「利用者の居室」に関し、別表第三の三中の認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに別表第四の二中の有料老人ホームにおけるサービス提供については、「利用者の居室」におけるサービス提供には該当せず、施設におけるサービス提供として取り扱うこととする。

2 「その他入所又は通所サービスを提供する施設」について

指針別表第四の六中の「その他入所又は通所サービスを提供する施設」とは、次の施設をいうものであること。

(1) 「進行性筋萎縮症者療養等給付事業について」(昭和44年7月14日付け社更第127号)別紙(進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱)に基づく「進行性筋萎縮症社療養等給付事業」を行っている施設(入所について委託を受けている病棟に限る。)

(2) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」(昭和63年12月13日付け健医発第1414号)に基づく原子爆弾被爆者養護ホーム

(3) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者サービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイについて」(平成5年7月15日付け健医発第766号)に基づく「原子爆弾ショートステイ事業」を行っている施設

(4) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月22日社援地第74号)に基づく地域福祉センター

(5) 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙(隣保館設置運営要綱)に基づく隣保館(隣保館サービス事業を行っているものに限る。)

(6) 法令又は国が定める通知に基づかず、地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等を行っている施設(利用者の居室において介護等を行うものを除く。)

医政発 0306 第 5 号
職発 0306 第 5 号
社援発第 0306 第 6 号
老発第 0306 第 5 号
平成 25 年 3 月 6 日
(平成 25 年 6 月 19 日一部改正)
(平成 28 年 5 月 26 日一部改正)

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生(支)局長
都道府県労働局長 } 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長

「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について

「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文」(以下「交換公文」という。)については、平成 24 年 4 月 18 日に両国政府間で交換が完了し、同年 6 月 17 日に発効したところであり、交換公文に基づきベトナム人看護師・介護福祉士候補者(以下「ベトナム人候補者」という。)の受入れが、今後所要の準備を経て開始される場所である。

そこで、ベトナム人看護師、ベトナム人介護福祉士、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者(以下「ベトナム人看護師等」という。)の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、ベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的として、「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」(平成 24 年厚生労働省告示第 507 号。以下「指針」という。)を昨年 9 月 13 日に告示し、適用することとした場所であるが、本指

針の運用に際しての留意点等については、下記のとおりであるのでご了承願いたい。

記

第一 受入れの枠組み

一 受入れの趣旨

交換公文によるベトナム人看護師等の受入れは、日本とベトナムとの経済活動の連携強化の観点から、これまで我が国として外国人労働者の受入れを認めてこなかった分野について、二国間の交換公文に基づき、公的な枠組みで特例的に受入れを行うものであり、看護・介護分野における労働力不足への対応のために行うものではない。

また、本交換公文によるベトナム人候補者の受入れは、交換公文で認められた期間内にベトナム人候補者が看護師・介護福祉士の資格を取得し、引き続き我が国に滞在できるようにすることを目的としたものであり、国家資格取得前については、受入れ施設が国家試験の合格を目標とした適切な研修を実施することが重要となる。

二 受入れ調整機関及び送り出し調整機関

交換公文に基づくベトナム人候補者の受入れ及び送り出しを適正に実施する観点から、我が国においては公益社団法人国際厚生事業団（以下「事業団」という。）が唯一の受入れ調整機関として、ベトナムにおいてはベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働局（以下「海外労働局」という。）が唯一の送り出し調整機関と位置づけられている。

三 ベトナム人候補者の入国までの流れ

1 就労コースについて

- (1) 事業団は、ベトナム人候補者の受入れを希望する受入れ機関を募集し、指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たす受入れ希望機関を選考する。
- (2) 海外労働局は交換公文に基づき我が国での就労を希望するベトナム人候補者を募集し、日本語要件以外の交換公文で定める要件を満たすベトナム人候補者を選考する。
- (3) 公募により選定する日本語研修事業の実施団体（以下「訪日前日本語研修実施機関」という。）は、(2)で選考したベトナム人候補者に対して12か月間の日本語研修を行う。ただし、日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会（昭和32年3月1日に財団

法人日本国際教育支援協会として設立された法人をいう。)が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。)のN1又はN2(平成22年3月31日までに実施された審査にあつては、一級又は二級。以下同じ。)に合格している者については、この日本語研修の履修を要しない。

- (4) 事業団と海外労働局との間で受入れ希望機関及びベトナム人候補者に関する情報を交換し、双方の希望を勘案して事業団がマッチングを行い、双方の同意を得た上で受入れ機関とベトナム人候補者との間で労働契約を締結する。
- (5) 事業団のあっせんにより受入れ機関と労働契約を締結し、かつ、日本語能力試験のN1、N2又はN3に合格したベトナム人候補者のみが査証を発給され、我が国への入国が認められる。こうした手順により、事業団及び海外労働局は、毎年、一定の時期に受入れ希望機関及びベトナム人候補者の募集を行い、事業団が受入れ人数の上限の範囲内でマッチングを行う。
- (6) なお、ベトナム人候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とされており、労働契約を締結する受入れ機関及び就労する受入れ施設を指定して在留が許可される。

2 就学コース

- (1) 事業団は、ベトナム人介護福祉士候補者の受入れを希望する受入れ機関を募集し、指針で定める介護福祉士養成施設の要件を満たす受入れ希望機関を選考する。
- (2) 海外労働局は、交換公文に基づき我が国での就学を希望するベトナム人介護福祉士候補者を募集し、日本語要件以外の交換公文で定める要件を満たすベトナム人介護福祉士候補者を選考する。
- (3) 訪日前日本語研修実施機関は、(2)で選考したベトナム人介護福祉士候補者に対して12か月間の日本語研修を行う。ただし、日本語能力試験のN1又はN2に合格している者については、この日本語研修の履修を要しない。
- (4) 事業団と海外労働局との間で受入れ希望機関及びベトナム人介護福祉士候補者に関する情報を交換し、事業団のあっせんにより受入れ機関が選考したベトナム人介護福祉士候補者に入学許可書を発行する。
- (5) 上記(4)により受入れ機関の入学許可書が発行され、かつ、日本語能力試験のN1、N2又はN3に合格したベトナム人介護福祉士候補者のみが査証を発給され、我が国への入国が認められる。こうした手順により、事業団及び海外労働局は、毎年、一定の時期に受入れ希望機関及びベトナム人介護福祉士候補者の募集を行い、事業団が受入れ人数の上限の範囲内でマッチングを行う。

- (6) なお、就学コースにおけるベトナム人介護福祉士候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とされており、入学許可書を発行する受け入れ機関及び就学する受入れ施設を指定して在留が許可される。

四 入国後の流れ

1 就労コースについて

- (1) ベトナム人候補者は、我が国へ入国後、交換公文1の注釈の規定に基づき、2から3か月間、日本政府からベトナム政府に通報された機関（以下「来日後日本語研修機関」という。）による日本語研修並びに事業団による看護・介護導入研修及び就労ガイダンスを受講する。
- (2) ベトナム人候補者は、2から3か月間の日本語等研修の修了後、労働契約において決まっていた受入れ施設において就労しながら、看護師・介護福祉士試験の合格を目指した研修を受ける。
- (3) 交換公文上、ベトナム人候補者の我が国での滞在期間は看護師候補者にあつては3年間、介護福祉士候補者にあつては4年間とされており、この期間内に看護師又は介護福祉士資格を取得した場合は、在留資格の変更の手続を経て、受け入れ機関及び受け入れ施設を指定され、引き続き我が国で看護師・介護福祉士として滞在・就労が認められるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。
- (4) なお、ベトナム人看護師等が受け入れ機関又は受け入れ施設を変更しようとする場合には、在留資格の変更の手続を経て、新たな受け入れ機関又は受け入れ施設を指定する許可を受ける必要があるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。

2 就学コースについて

- (1) 我が国で就学するベトナム人介護福祉士候補者は、我が国へ入国後、訪日後日本語研修機関において日本語研修を受講する。
- (2) ベトナム人介護福祉士候補者は、日本語研修の修了後、入学許可書を発行した受け入れ機関の施設において介護福祉士の資格取得を目指して就学する。
- (3) 交換公文上、ベトナム人介護福祉士候補者の我が国での滞在期間は養成課程の修了のために必要な期間とされており、この課程を修了し、国家試験に合格して介護福祉士資格を取得した場合は、在留資格の変更の手続を経て、受け入れ機関及び受け入れ施設を指定され、引き続き我が国で介護福祉士として滞在・就労が認められるが、在留資格は引き続き「特定活動」となる。
- (4) なお、ベトナム人介護福祉士候補者が受け入れ機関又は受け入れ施設を変更しようとする場合には、在留資格の変更の手続を経て、新たな受け入れ機関又は受け入れ施設を指定する許可を受ける必要があるが、在留資格は引き続き

「特定活動」となる。

五 受入れ人数の上限

交換公文に基づくベトナム人候補者の受入れについては、労働市場に悪影響を及ぼさないという観点から、受入れ人数に上限を設けている。

六 受入れ機関とベトナム人候補者との労働契約

三のとおり、就労コースにおけるベトナム人候補者は事業団のあっせんによって受入れ機関とあらかじめ労働契約を締結した上で我が国に入国する。この労働契約は、訪日前の12か月間及び訪日後の2から3か月間の日本語等研修（日本語能力試験N2以上に合格している者については訪日後の2から3か月間の日本語等研修）を修了することを停止条件とする労働契約であり、所定の就労開始日からベトナム人候補者の就労が開始される。また、事業団と海外労働局とが定める労働契約の様式に従って労働契約が締結される。

なお、受入れ機関とベトナム人候補者との間で結ばれる労働契約については、①ベトナム人看護師候補者にあつては期間を上記就労開始日から3年とする契約とし、②ベトナム人介護福祉士候補者にあつては期間を上記就労開始日から3年とした上で、3年の期間満了時に受入れ機関又はベトナム人候補者のいずれかから契約を更新しない旨の申し出がない限り、1年間更新される契約とされる。これは、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者の我が国における滞在期間（それぞれ3年間及び4年間）を踏まえたものである。

第二 国家資格取得前の受入れ施設での就労等

一 共通事項

1 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

指針第一の二の2に関し、日本語等研修の終了後、受入れ機関において労働契約に基づいて就労しながら研修を行うベトナム人候補者には、我が国の労働関係法令が適用される。また、日本人と同様に社会・労働保険が適用されるものであること。

2 複数の受入れ施設における就労について

指針第二の一及び二に関し、受入れ機関が複数の受入れ施設を設立している場合であつて、ベトナム人候補者を当該複数の受入れ施設において就労させようとするときは、あらかじめ、当該受入れ機関とベトナム人候補者が締結した労働契約において複数の受入れ施設で就労することが明記され、かつ、ベトナム政府が日本政府に通知する口上書に当該複数の受入れ施設が全て記載されていることが必要となる。この場合、研修の実施や雇用等の責任の所在を明確にする必要があることから、次の事項を明らかにした書類を指針第四の二の1の「受入れ機関の募集」の際に提出すること。

(1) 各受入れ施設で実施する研修計画等

(2) 各受入れ施設における就労場所・契約期間・業務内容その他の労働条件等

なお、当該受入れ機関が設立している受入れ施設以外の施設で就労することはできない。

3 受入れ施設におけるベトナム人候補者の人数について

受入れ施設が受け入れるベトナム人候補者の数については、当面、ベトナム人候補者のメンタルヘルスケアの観点から、原則として2名以上とし、研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、原則として1年間に5名以内とする。

4 受入れ機関の責務について

受入れ機関は、ベトナム人看護師候補者が、ベトナムの看護師資格を有し、2年以上の実務経験を有していることに考慮し、適正な労働条件や受入れ体制の確保に努めること。

二 看護師の資格取得を目的とした就労等

1 看護師国家試験受験資格の認定について

ベトナム人看護師候補者の看護師国家試験受験資格認定に当たっては、「医師国家試験等の受験資格認定の取り扱い等について」（平成17年3月24日医政発第0324007号。）に定めるところによるものとする。

2 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

指針第二の一の3の(2)に関し、ベトナム人看護師候補者は、看護師資格を取得するまでの間は、看護補助者と同等として従業員の員数を算定する取扱いとしていることから、看護師及び准看護師の配置基準に含めることはできない。他方、看護補助者の配置基準については、ベトナム人看護師候補者については、員数に含めて算定しても差し支えない。

3 「看護研修計画」について

(1) 看護研修計画の策定について

指針第二の一の4(1)中の「看護研修計画」については、研修が効率的に行えるよう、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等に配慮して策定するとともに、看護師国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とする。

(2) 看護研修プログラムの策定について

受入れ施設においては、看護研修計画に基づき、より実践的な研修を実施するため、一定期間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「看護研修プログラム」を策定することが望ましい。

4 ベトナム人看護師候補者が従事する業務について

ベトナム人看護師候補者については、ベトナムの看護師の資格を有し、かつ2年間の実務経験を有している者を我が国の病院で受け入れ、当該病院で就労しながら研修を受け、最大3年間の滞在期間の間に看護師資格の取得を目指すものである。

ベトナム人看護師候補者が看護師資格を取得するまでの間は、看護業務に従事できないことは当然であるが、この受入れの趣旨に鑑み、受入れ病院において看護師候補者が従事する業務内容についてはできる限り配慮すること。

従事する看護師候補者としての業務の内容については、具体的には受入れ病院の規模や特徴にもよるが、できる限り候補者の経験や意向も踏まえた上で、我が国での看護師資格の取得に資するような業務に従事させるとともに、当該候補者の日本語の習熟度に応じて、より単純なものから高度なものとなるよう、配慮すること。

5 「研修責任者」「研修支援者」について

(1) 指針第二の一の4(2)中の「研修責任者」は看護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また「研修支援者」はベトナム人看護師候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいう。

「研修支援者」は上記の支援の分野毎で複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置する。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできる。

(2) また、指針第二の一の3の(3)において「看護職員の半数以上が看護師であること。」としているところであるが、この趣旨は「研修支援者」の不在時においてもベトナム人看護師候補者に適切な支援が行われることを確保する趣旨であり、「研修支援者」の不在時に「研修支援者」に相当する看護師が支援に当たることができる場合には、この要件を満たすものとして差し支えないこと。

6 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」について

指針第二の一の5に関し、ベトナム人看護師候補者が「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける」かどうかは、ベトナム人看護師候補者を受け入れる病院において、当該ベトナム人看護師候補者と同様の職務に従事する日本人職員と比較すること。

三 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」について

指針第二の二の3(1)中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、次のいずれかと同等の体制であることをいう。

- ① 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）第 5 条第 14 号イに掲げる実習指導者の要件を満たす者を研修責任者として置いている同号イに規定する介護実習施設等であって、その人員の配置について介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）その他の関係法令に基づく基準を満たすものであること
- ② 同号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）附則第 14 条に掲げる者を含む。）を研修責任者として置いている同号ロに掲げる介護実習施設等であること

2 配置基準の取扱いについて

(1) 概要

指針第二の二の 3 の (2) については、本協定による受入れは、協定で認められた期間内に介護福祉士の資格を取得し、引き続き日本で滞在することを目的するものである点を踏まえ、受入れ施設の要件として、介護施設の員数が、法令に基づく職員等の配置の基準（以下「配置基準」という。）を満たすことが必要である旨を規定し、受入れ施設における適切な研修体制の確保を図ったものであること。

介護福祉士候補者は、受入れ施設を設立した受入れ機関との間の労働契約に基づき就労していることから、配置基準上、下記の (2) に掲げる介護福祉士候補者を職員等とみなす取扱いとすること。

(2) 配置基準において職員等とみなす介護福祉士候補者について

受入れ施設で就労する介護福祉士候補者のうち次の①又は②に該当するものとする。

- ① 受入れ施設において就労を開始した日から 6 月を経過した者
- ② 日本語能力試験において N 1 又は N 2 に合格した者

(3) 介護福祉士候補者の夜勤への配置について

上記のとおり、(2) に掲げる介護福祉士候補者については、夜勤の最低基準においても職員等とみなす取扱いが認められる。

もともと、夜勤は、昼間と異なり少人数での勤務となるため利用者の安全性に対する配慮が特に必要となること、また、介護福祉士候補者の心身両面への負担が大きいことから国家試験の合格に向けた学習への配慮が求められる。

このため、受入れ施設において、介護福祉士候補者を夜勤に配置するにあたっては、①介護福祉士候補者以外の介護職員を配置すること又は②緊急時のために介護福祉士候補者以外の介護職員等との連絡体制を整備すること、また、候補者の学習時間への影響を考慮し、適切な範囲

で夜勤を実施するよう配慮すること。

3 「介護福祉士の資格を有する職員」について

指針第二の二の3（3）については、ベトナム人介護福祉士候補者を受け入れた後に、職員の退職等により、一時的に当該受入れ施設の介護福祉士の割合が常勤の介護職員の4割未満になる可能性もある。こうした施設での受入れ施設の要件の適用については、一時的に4割を下回ることがあっても、新たな職員を募集しているといった配慮すべき事情があれば、要件を満たしているものとみなす等弾力的に対応できるものとする。

4 「介護研修計画」について

(1) 介護研修計画の策定について

指針第二の二の4（1）中の「介護研修計画」については、研修が効率的に行えるよう、介護施設の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学、地域の研修機会の活用等に配慮し策定するとともに、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とすること。

(2) 介護研修プログラムの策定について

受入れ施設においては、介護研修計画に基づき、より実践的な研修を実施するため、一定期間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「介護研修プログラム」を策定することが望ましい。

5 「研修責任者」「研修支援者」について

指針第二の二の4（2）中の「研修責任者」は介護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また「研修支援者」はベトナム人介護福祉士候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいう。

「研修支援者」は上記の支援の分野ごとに複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置する。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできる。

6 「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」について

指針第二の二の4（3）中の「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第14号口に掲げる実習指導者の要件を満たす者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令附則第14条に掲げる者を含む。

7 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」について

指針第二の二の5に関し、ベトナム人介護福祉士候補者が「日本人が従事

する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける」かどうかは、ベトナム人介護福祉士候補者を受け入れる介護施設において、当該ベトナム人介護福祉士候補者と同様の職務に従事する日本人介護職員と比較する。

四 介護福祉士の資格取得を目的とした就学等

1 「適切な教育の体制が整備されていること」について

指針第二の三の3（2）に関し、「適切な教育の体制」とは以下の要件を全て満たすものであること。

- (1) ベトナム人介護福祉士候補者の就学を総括する責任者、日本語学習を支援する担当者及び生活面の支援を行う担当者について、候補者数に応じた適当な人員を配置すること
- (2) 日本語学習の進捗状況を定期的に確認するとともに、進捗状況に応じた指導・助言等を行うこと
- (3) 卒業時に適切な就職支援を行う体制が採られていること

2 介護福祉士養成施設に就学するベトナム人介護福祉士候補者の就労について

指針第二の三に関し、介護福祉士養成施設に就学するベトナム人介護福祉士候補者が介護施設等で就労しようとする場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）で定める資格外活動の許可を受けなければならない。なお、資格外活動の許可は、入管法第19条第2項の規定に基づき、介護福祉士の資格取得を目的とする活動の遂行を阻害しない等の相当の理由が認められるときに許可される。

第三 国家資格取得後の就労等

一 共通事項

1 事業団によるあっせん

- (1) ベトナム人看護師及び介護福祉士の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、就労コースにより国家資格を取得したベトナム人看護師及び介護福祉士は、就労する施設を変更する場合には、できるだけ事業団が紹介した受入れ機関が設立する施設で就労することが望ましい。また、国家資格を取得したベトナム人看護師及び介護福祉士を雇用することを希望する受入れ機関は、事業団による紹介を経由して、当該ベトナム人看護師及び介護福祉士を雇用することが望ましい。
- (2) 就学コースにより国家資格を取得したベトナム人介護福祉士は、原則として、受入れ施設の支援を受けながら養成研修を修了した後の就職先を確保することとなるが、本人が希望した場合には、事業団が就職先を紹介す

ることができる。

2 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」について

指針第三の一の3及び二の3に関し、ベトナム人看護師及び介護福祉士が「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける」かどうかは、それぞれベトナム人看護師及び介護福祉士を受け入れる病院及び介護施設等において、当該ベトナム人看護師及び介護福祉士と同様の職務に従事する日本人看護師及び介護福祉士と比較するものであること。

二 ベトナム人看護師の就労

指針別表第四の五中の「その他医療等を提供する施設」とは、研究機関、看護師等養成所等の施設をいうものであること。

三 ベトナム人介護福祉士の就労

指針第三の二の2(1)中の「利用者の居宅」に関し、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに有料老人ホームにおけるサービス提供については、「利用者の居宅」におけるサービス提供には該当せず、施設におけるサービス提供として取り扱うこととする。

第四 「不正の行為」について

指針第二の一の3の(7)、第二の二の3の(4)、第二の三の3の(3)、第三の一の2の(2)及び第三の二の2の(2)中の「不正の行為」については、平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針(平成24年法務省告示第411号)が公示され、この中で同主旨の「不正行為」が規定されていることから、法務省及び厚生労働省において、円滑かつ適正な受入れを図る観点から、不正の行為に係る事実及びその認定等について協力していくものであること。

第五 定期報告及び随時報告について

一 定期報告及び随時報告の様式について

指針第四の二の4による定期報告及び随時報告については、受入れ機関は、様式により作成し、事業団に提出する。なお、様式のうち、様式第2-1別紙1及び様式第2-2別紙1については、研修責任者が記入し、様式第2-1別紙2についてはベトナム人看護師候補者、様式第2-2別紙2についてはベトナム人介護福祉士候補者が記入すること。

なお、国家資格を取得したベトナム人看護師及び介護福祉士については、研修実施状況に係る様式第2号の提出は不要である。

二 定期報告及び随時報告の提出時期について

指針第四の二の4（1）による定期報告については、ベトナム人看護師候補者受入れ機関にあっては毎年2月20日まで、ベトナム人介護福祉士候補者受入れ機関にあっては毎年1月20日までに、1月1日現在の、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について事業団に報告すること。

なお、毎年1月1日時点で日本語の語学研修を受講中で、受入れ施設における就労及び研修を開始していないベトナム人候補者に係る定期報告については、研修の実施状況に係る様式第2号及び労働契約の要件の遵守状況に係る様式第3号の提出は不要とする。

指針第四の二の4（2）による随時報告については、イ、ロ、ニ又はへに該当する在留資格変更の報告にあってはこれらの許可を受けた日から2週間以内に、ハの死亡・失踪・不法就労活動の報告にあってはこれらの事実を把握した日から遅くとも1週間以内に、トの合否結果の報告にあっては試験の合否発表日から2週間以内に、チの養成課程の修了結果の報告にあっては結果発表日から2週間以内に、リの介護福祉士として就労する施設決定の報告にあっては決定日から2週間以内に、ヌの報告にあっては帰国日から2週間以内に、それぞれ事業団に報告するものであること。

三 研修の実施状況に係る様式第2号の記載内容について

ベトナム人看護師候補者の研修の実施状況に係る様式第2-1号の作成に当たっては、看護研修計画及びその実施状況を記載することとしているが、看護研修計画に代えて看護研修プログラムの実施状況を記載しても差し支えない。

また、ベトナム人介護福祉士候補者の研修の実施状況に係る様式第2-2号の作成に当たっては、介護研修計画及びその実施状況を記載することとしているが、介護研修計画に代えて介護研修プログラムの実施状況を記載しても差し支えない。

第六 不法就労に当たるベトナム人看護師等の雇入れの防止等

交換公文に基づき滞在するベトナム人看護師等は、入管法等に基づき、受入れ機関、就労又は就学する施設及び当該施設における活動の内容並びに在留期間が個別に指定される。これらに違反した就労を行ったベトナム人看護師等は、同法等に基づき、国外退去等の処分の対象となることに留意されたい。

また、病院及び介護施設においては、ベトナム人看護師等を雇い入れる場合には、当該ベトナム人看護師等の在留資格等を雇用対策法（昭和41年法律第132号）第28条に基づき確認の上、当該事項を公共職業安定所に届け出る必要がある。なお、この確認については、外国人労働者の雇用管理の改善等に関し

て事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）第
五に基づき、適切に行われる必要がある。

平成 20 年厚生労働省告示第 312 号
(平成 20 年 5 月 19 日 公 示)
(平成 20 年 11 月 6 日 一 部 改 正)
(平成 20 年 11 月 28 日 一 部 改 正)
(平成 23 年 6 月 23 日 一 部 改 正)
(平成 24 年 3 月 30 日 一 部 改 正)
(平成 24 年 4 月 1 日 一 部 改 正)
(平成 24 年 9 月 10 日 一 部 改 正)
(平成 24 年 9 月 18 日 一 部 改 正)
(平成 25 年 1 月 18 日 一 部 改 正)
(平成 25 年 3 月 6 日 一 部 改 正)
(平成 25 年 3 月 25 日 一 部 改 正)
(平成 28 年 4 月 8 日 一 部 改 正)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(以下「協定」という。)第九十四条 1 及び 4 並びに協定附属書十第一編第六節の規定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的とする。

二、インドネシア人看護師等及び受入れ機関の責務

1 インドネシア人看護師等の責務

インドネシア人看護師等は、受入れ機関の指導に従い、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励するとともに、当該資格取得後は両国の保健医療及び福祉の発展に貢献するよう、努めるものとする。

2 受入れ機関の責務

受入れ機関は、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得が図られるよう、受入れ体制の確保に取り組むとともに、専門的人材としてのインドネシア人看護師等に対する国民の理解に資するよう、インドネシア人看護師等が地域の保健医療及び福祉の現場において専門的能力を発揮して活躍する環境づくりに努めるものとする。また、労働関係法令等の遵守を通じ、適正な労働条件の確保を図るものとする。

三 出入国管理上の取扱い

協定に基づくインドネシア人看護師等に対する出入国管理は、出入国管理及び難

民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）及び法務大臣が定める告示等に従って実施される。

四 定義

この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 インドネシア人看護師等 インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者並びにインドネシア人看護師及びインドネシア人介護福祉士をいう。
- 2 インドネシア人看護師候補者 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)に基づく看護師の資格（以下「看護師の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書十第一編第六節1の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。
- 3 インドネシア人介護福祉士候補者 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)に基づく介護福祉士の資格（以下「介護福祉士の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。
- 4 インドネシア人看護師 看護師の資格を有するインドネシア人であって、協定附属書十第一編第六節3の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 5 インドネシア人介護福祉士 介護福祉士の資格を有するインドネシア人であって、協定附属書十第一編第六節3の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 6 受入れ調整機関 協定附属書十第一編第六節1から3までの規定に基づき、インドネシア人看護師等と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けて、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関をいう。
- 7 受入れ機関 協定附属書十第一編第六節の規定に基づき、その設立している施設において雇用する契約をインドネシア人看護師等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。
- 8 受入れ施設 協定附属書十第一編第六節の規定に基づき、インドネシア人看護師候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院、インドネシア人介護福祉士候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設並びにインドネシア人看護師及びインドネシア人介護福祉士が受入れ機関との労働契約に基づき就労する施設をいう。

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 看護師の資格取得を目的とした就労等

- 1 インドネシア人看護師候補者

- (1) インドネシア人看護師候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。
- イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修
- ロ 六月間の研修の修了後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得
- (2) インドネシア人看護師候補者は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、インドネシアの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であって、インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲ（インドネシアの高等教育に関する政令（千九百九十九年政令第六十号）に定義する高等学校教育の修了後、インドネシアにおいて三年間の専門教育を修了した資格をいう。以下同じ。）を取得し、又はインドネシアにある大学の看護学部を卒業しており、かつ、少なくとも二年間看護師としての実務経験を有する者でなければならない。
- (3) (1)の活動は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、病院を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものの労働契約に基づいて行われることを条件とする。
- (4) インドネシア人看護師候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、二回を超えてはならない。）の滞在とされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスの履修

- (1) インドネシア人看護師候補者は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修（日本語研修実施機関（協定附属書十第一編第六節1及び2に規定する日本語の語学研修を行う機関をいう。以下同じ。）の行うものをいう。）、看護導入研修（病院で就労し、看護師の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンス（受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。
- (2) (1)の日本語の語学研修は、協定附属書十第一編第六節6の規定に基づき、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関が行う。
- (3) (1)の看護導入研修及び就労ガイダンスは、社団法人国際厚生事業団（昭和五十八年七月十二日に社団法人国際厚生事業団という名称で設立された法人をいう。以下「事業団」という。）が行う。

3 インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設は、看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院（医療保険が適用される病床を有するものに限る。）であって、次の(1)から(9)までに掲げる要件を満たし

ていなければならない。

- (1) 原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者（厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう。）が配置されていること。
- (2) 看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上、療養病床においては、入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (3) 看護職員の半数以上が看護師であること。
- (4) 看護の組織部門が明確に定められていること。
 - イ 病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。
 - ロ 看護部門としての方針が明確であること。
 - ハ 看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。
 - ニ 看護師の院内教育及び学生の実習指導を調整する責任者が、4の(1)の看護研修計画に明記されていること。
- (5) 看護基準（各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したものをいう。）が、使用しやすいように配慮して作成され、常時活用されていること及び看護手順（各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したものをいう。）が作成され、評価され、かつ、見直されていること。
- (6) 看護に関する諸記録が適正に行われていること。
 - イ 看護記録が正確に作成されていること。
 - ロ 各患者に対する医療の内容が適正かつ確実に記録されていること。
 - ハ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。
- (7) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）若しくはベトナム人看護師等（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するベトナム人看護師等をいう。以下同じ。）又は特例インドネシア人看護師候補者等（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例インドネシア人看護師候補者等をいう。以下同じ。）若しくは特例フィリピン人看護師候補者等（特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以

下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。)第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者等をいう。以下同じ。)の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(8) 過去三年間に、第四の二の4、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の4若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の4又は特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の2若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の2の規定による報告(以下「受入れ機関等報告」という。)を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(9) 過去三年間に、第四の二の5、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5又は特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の3の規定による巡回訪問(以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。)の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 病院における研修の要件

1の(1)のロの病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

(4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

(5) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

5 病院を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けけることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 インドネシア人介護福祉士候補者

(1) インドネシア人介護福祉士候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンス(ロにおいて「六月間の研修」という。)の履修

ロ 六月間の修了後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2) インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定に

より、次のイからハまでのいずれかに該当する者でなければならない。

イ インドネシアにある大学の看護学部を卒業した者

ロ インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲを取得した者

ハ インドネシアにある他のいずれかの専門学校又は大学から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得しており、かつ、協定第九十六条(c)の規定に基づき自然人の移動に関する小委員会により採択される指針に基づく適当な研修の修了後、インドネシアの法令に従い、インドネシア政府により必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた者

(3) (1)の活動は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、介護施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(4) インドネシア人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、三回を超えてはならない。）の滞在とされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1) インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修、介護導入研修（介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンスを受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2) (1)の日本語の語学研修は、協定附属書十第一編第六節6の規定に基づき、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関が行う。

(3) (1)の介護導入研修及び就労ガイダンスは、事業団が行う。

3 インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあっては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この3において同じ。）、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第三に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。）における実習施設と同等の体制が整備されていること。

(2) 介護職員の員数（受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないインドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人介護福祉士候補者（フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉

士候補者をいう。)及びベトナム人介護福祉士候補者(ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するベトナム人介護福祉士候補者をいう。)(日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会(昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。))が実施する日本語能力試験をいう。))においてN1又はN2(平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあつては、一級又は二級)に合格した者を除く。)を除く。)が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。

- (3) 常勤の介護職員の四割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。
- (4) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (5) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (6) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 介護施設における研修の要件

1の(1)のロの介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 研修内容は、介護福祉士試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。
- (4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

5 介護施設を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けけることを内容とするものでなければならない。

第三 資格取得後の就労

一 インドネシア人看護師の就労

1 インドネシア人看護師

(1) 協定附属書十第一編第六節3の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するインドネシア人は、看護師としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の一の1の(4)の滞在中に看護師の資格を取得した者

ロ 第二の一の1の(4)の滞在中に看護師の資格が与えられなかった後の期

間に看護師の資格を取得した者

(2) (1)のサービスの提供は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(3) インドネシア人看護師の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、三年までの期間（この期間は、更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。

(4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該インドネシア人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものと間で締結されることを条件とする。

2 インドネシア人看護師が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人看護師が就労する受入れ施設は、別表第四に掲げる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するインドネシア人看護師を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

(2) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けけることを内容とするものでなければならない。

二 インドネシア人介護福祉士の就労

1 インドネシア人介護福祉士

(1) 協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するインドネシア人は、介護福祉士としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の二の1の(4)の滞在中に介護福祉士の資格を取得した者

ロ 第二の二の1の(4)の滞在中に介護福祉士の資格が与えられなかった後の期間に介護福祉士の資格を取得した者

(2) (1)のサービスの提供は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(3) インドネシア人介護福祉士の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、三年までの期間（この期間は、更新することができる。）

の滞在とされ、第一の三による。

(4) (1)のイに該当する者(再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。)及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該インドネシア人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものととの間で締結されることを条件とする。

2 インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受入れ機関が当該インドネシア介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するインドネシア人介護福祉士を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。
- (2) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第四 受入れ調整機関によるあっせん等

一 受入れ調整機関の設置

受入れ調整機関は、事業団とする。

二 受入れ調整機関の事業

事業団は、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1 受入れ機関の募集、あっせん等

事業団は、受入れ調整機関として、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たすことを確認し、かつ、4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、インドネシア海外労働者派遣・保護庁と協力して、受入れ機関及びインドネシア人看護師等に対し、就業に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とインドネシア人看護師等との間における雇用関係の成立のあっせんを行う。なお、事業団は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、協定に基づく受入れの仕組みに関し、広報活

動等を通じて周知を図るものとする。

2 インドネシア人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、インドネシアにおいて実施されるインドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

3 日本語研修実施機関等との連携

事業団は、日本語研修実施機関からの報告の受理など、日本語研修実施機関その他の関係機関との必要な連携を行う。

4 受入れ機関からの報告の受理

(1) 定期報告

イ インドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。

ロ インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士の受入れ機関は、当該インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士が在留期間の更新の許可を申請する際、受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況を事業団に報告するものとする。

(2) 随時報告

イ 受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。）への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ロ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が受入れ施設の変更に係る在留資格の変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ハ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が死亡若しくは失踪した場合又は当該インドネシア人看護師等が入管法第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに事業団に報告するものとする。

ニ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ホ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を事業団に報告するものとする。

ヘ 受入れ機関は、インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士が受入れ機関との間で労働契約を締結し、受入れ機関の変更に係る在留資格の変更の許可を受けたことにより、受入れ施設において就労を開始した場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ト 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の国家試験の合否が判明した場合には、その結果を速やかに事業団に報告するものとする。

チ 受入れ機関は、一時的な滞在の期間内に資格を取得しなかったインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の帰国後、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

(3) 事業団は、(1)及び(2)に掲げるほか、協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(4) 事業団は、(1)から(3)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

5 受入れ施設に対する巡回訪問

事業団は、定期的に又は必要に応じてインドネシア人看護師等の受入れ施設を巡回訪問し、受入れ機関によるインドネシア人看護師等の雇用管理の状況又はインドネシア人看護師候補者若しくはインドネシア人介護福祉士候補者の研修の実施状況等を把握する。

6 インドネシア人看護師等からの相談等に対する対応

事業団は、インドネシア人看護師等から、受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

7 受入れ機関に対する相談支援等

事業団は、受入れ機関から、インドネシア人看護師等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行う。また、事業団は、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の就労の開始前に、必要に応じ、受入れ機関に対し、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の病院又は介護施設における研修の実施、雇用管理等に関する説明会を実施する。

8 受入れ機関に対する助言

事業団は、4の規定による報告又は5の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

9 関係行政機関との連携等

事業団は、4の規定による報告、5の規定による巡回訪問の実施、6若しくは7の規定による相談への対応又は8の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

三 受入れ調整機関に対する指導監督等

厚生労働大臣は、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、事業団に対し、受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な指導及び監督を行う。

第五 円滑かつ適正な受入れを実施するための措置

厚生労働大臣は、インドネシア人看護師等に対する質の高い研修体制並びにインドネシア人看護師等による適切な保健医療及び福祉サービスの提供を確保するとともに、インドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、以下の措置を実施する。

一 報告

厚生労働大臣は、第四の二の4に規定する報告がないときその他インドネシア人看護師等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、受入れ機関から必要な報告の提出を求めることができる。

二 改善指示

厚生労働大臣は、事業団が、この指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件又は労働契約の要件を満たさない施設を設立する受入れ機関とインドネシア人看護師等との間における雇用関係の成立をあっせんしようとするときその他協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、事業団が行う職業紹介事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業団に対し、必要な措置（要件を満たさない施設を設立する受入れ機関に紹介を行わないことを含む。）を採ることを指示することができる。

第六 受入れ人数等

一 インドネシア人看護師等の入国及び一時的な滞在の人数は、協定附属書十第一編第六節4(a)及び(b)に基づき定められる人数を超えないものとする。

二 協定に基づくインドネシア人看護師等の入国及び一時的な滞在については、必要に応じ、協定附属書十第一編第六節4(c)に基づき、一時停止の措置が講じられる。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、別表第一の五中「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム、同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する身体障害者更生援護施設のうち、同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設並びに同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（入所の施設に限る。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する知的障害者援護施設のうち、同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（入所の施設に限る。）並びに同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（入所の施設に限る。）」とする。
- 3 この告示の施行の日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、別表第二の四中「地域活動支援センター」とあるのは「地域活動支援センター又は同法附則第四十一

条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する身体障害者更生援護施設のうち、同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（通所の施設に限る。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する知的障害者援護施設のうち、同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所の施設に限る。）並びに同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（通所の施設に限る。）とする。

附 則（平成二十八年厚生労働省告示第二百一号）

- 1 この告示は、平成二十八年四月八日から適用する。
- 2 この告示の適用の日から平成三十年三月三十一日までの間は、別表第三第四号中「指定介護予防サービスに該当する同法」とあるのは「指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条及び第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下この号において「旧介護予防通所介護」という。）若しくは介護保険法」と、「該当する介護予防短期入所生活介護」とあるのは「該当する旧介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護」とする。

別表第一

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

別表第二

- 一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）に規定するサテライト型養護老人ホーム
- 二 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）に規定するサテライト型居住施設
- 三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設
- 四 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に規定するサテライト型特定施設（第一号に掲げる施設を除く。）

別表第三

- 一 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設又は障害児入所施設
- 二 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護

○ 看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 (略)

二 介護福祉士の資格習得を目的とした就労等

1・2 (略)

3 ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあつては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この3において同じ。）別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第三に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であつて、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならぬ。

(1) (6) (略)

4・5 (略)

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 (略)

二 介護福祉士の資格習得を目的とした就労等

1・2 (略)

3 ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあつては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第二に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であつて、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならぬ。

(1) (6) (略)

4・5 (略)

第三 資格取得後の就労

一 (略)

1 (略)

2 ベトナム人看護師が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人看護師が就労する受入れ施設は、別表第四に掲げる施設であつて、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) (4) (略)

3 (略)

二 ベトナム人介護福祉士の就労

1 (略)

2 ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受入れ機関が当該ベトナム介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であつて、次の(1)から(4)に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) (4) (略)

3 (略)

別表第一

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設

第三 資格取得後の就労

一 (略)

1 (略)

2 ベトナム人看護師が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人看護師が就労する受入れ施設は、別表第三に掲げる施設であつて、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) (4) (略)

3 (略)

二 ベトナム人介護福祉士の就労

1 (略)

2 ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設は、別表第一、別表第二又は別表第四に掲げる施設であつて、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) (4) (略)

3 (略)

別表第一

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

別表第二

（新設）

- 一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）に規定するサテライト型養護老人ホーム
- 二 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）に規定するサテライト型居住施設
- 三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設
- 四 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に規定するサテライト型特定施設（第一号に掲げる施設を除く。）

別表第三

- 一 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設又は障害児入所施設
- 二 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは

別表第二

- 一 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設
- 二 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設
- 三 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若し

は介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する基準該当居室サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設

- 五| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム
- 六| その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

別表第四 (略)

(削る)

くは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する認知症対応型通所介護若しくは認知症対応型共同生活介護又は同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）

- 四| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第四号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動支援センター
- 五| その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

別表第三 (略)

別表第四

- 一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であつて、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居室において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの
- 二 医療法に規定する療養病床により構成される病棟又は診療所
- 三 老人福祉法に規定する軽費老人ホーム又は有料老人ホーム
- 四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）に規定する国内ハンセン病療養所
- 五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 六 その他入所又は通所サービスを提供する施設